

令和 7 年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収事務のつづり

松阪市役所 市民税課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

【お問い合わせ先】

- 特別徴収事務について
市民税課 (TEL 0598-53-4035)
- 納税方法・還付について
収納課 (TEL 0598-53-4021)

【特別徴収事務のご案内】

特別徴収事務の取扱いについて	1
市民税・県民税等の計算方法について	3
徴収方法と納入について	5
退職所得に対する特別徴収について	6
納入書について	7
給与支払報告書の提出について	9
各種届出の記入方法について	
☐ 退職・休職する方がいたら	11
☐ 転勤する方がいたら	13
☐ 就職・復職する方がいたら	14
☐ 納期の特例に関する申請書の記入方法	15
☐ 納期の特例の要件を欠いた場合の記入方法	16

【各種届出様式】

■ 給与所得者異動届出書	17
■ 特別徴収への切替依頼書	22
■ 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	23
■ 納期の特例に関する申請書	24
■ 納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	25
☐ ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書	26
☐ 健康保険（共済組合）取得・喪失証明書兼届出書	28
■ は松阪市のホームページからダウンロードできます。 (https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/12/tokuchou3.html)	

松阪市 住民税 各種様式

検索

※このつづりの内容は令和7年5月時点での情報により作成しています。今後、制度の見直し等により記載内容が変更されることもあります。

※お問い合わせの際には、特別徴収義務者指定番号をお知らせください。（7から始まる8桁の番号です。）

※松阪市の市町村コードは『242047』です。

特 別 徴 収 義 務 者 様

三重県松阪市長

令和 7 年度 給与所得に係る 市民税 特別徴収義務者の指定と税額の通知 県民税 森林環境税

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素から格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の市民税・県民税・森林環境税（以下「市民税・県民税等」という。）につきまして、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに松阪市税条例第45条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者と指定いたしました。税額は特別徴収義務者用の通知書のとおりですので、事務多忙とは存じますがご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、この「特別徴収事務のつづり」内の各種届出書についてはご提出いただく際に貴事業所の特別徴収義務者指定番号（7から始まる8桁の番号）を必ず記載してください。

また、同封又は電子データで通知しました納税者への通知書を交付した後に、納税者から通知書の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得に対する税額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があった場合は、速やかに連絡してください。

この通知書の記載事項に不服がある場合は、処分のあったことを知った日（この通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定（変更）の取消しを求める訴えは、この裁決があったことを知った日（この裁決に関する通知書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この限りでない場合もあります。

市民税・県民税等の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

1. 個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

※番号法第9条第4項

（前略）法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

※地方税法施行規則第2条第2項により、平成30年度分以後の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、書面により交付するものは、当分の間、当該通知書中の「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととなりました。

2. 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務は無くなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

市民税・県民税等の特別徴収事務の取扱いについて

特別徴収事務については、次の要領により取り扱ってください。なお、特別徴収税額の通知書の住所、氏名については、原則、住民基本台帳の住所、氏名で記載しているため、ご提出していただいた給与支払報告書の住所、氏名と異なる場合がありますので、ご了承ください。

1. 特別徴収と特別徴収義務者について

特別徴収とは市民税・県民税等の徴収について給与支払者が給与を支払う際、納税者の市民税・県民税等を徴収し、その税額を納入していただくことです。この場合において、給与支払者が特別徴収義務者となり、税額を徴収し、納入する義務を負います。

2. 特別徴収義務者及び納税者への通知

特別徴収の方法によって徴収するときは特別徴収義務者及び納税者にその旨を通知することになっています。同封又は電子データで通知しました「特別徴収税額の通知書 納税義務者（従業員）用」は直ちに納税者へ交付してください。なお、退職等の理由により交付することができない場合は、綴り込みの「給与所得者異動届出書」に記入の上「特別徴収税額の通知書 納税義務者（従業員）用」を添付してご返送ください。（電子データについては確実に削除してください。）

3. 特別徴収の方法

同封又はe L T A X（エルタックス）で通知しました「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に納税者ごとの月割額が記載してあります。第1回の月割額を6月中に支払われる給与（6月分の給与という意味ではありません。）から天引きし、第2回以降の月割額についても7月から翌年5月まで、それぞれ各月に支払われる給与から天引きして納入してください。

4. 月割額の変更

特別徴収税額を通知した後において、その税額を変更する必要がある場合は、「特別徴収税額の変更通知書」を送付します。「特別徴収税額の変更通知書 納税義務者（従業員）用」を直ちに納税者へ交付していただき、納入書の納入金額欄を特別徴収義務者にて訂正し、変更された月割額により徴収・納入してください。すでに変更前の月割額で納入し還付となった場合は、後日収納課より通知いたします。なお、過不足額を翌月分等で調整される際は、収納課（電話 0598-53-4021）までご連絡ください。

5. 退職、転勤、休職等により給与の支払いを受けなくなった場合の手続

納税者が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、10～13ページの「異動届出書記入方法」を参照していただき、必ず「給与所得者異動届出書」を提出してください。「給与所得者異動届出書」の提出がない場合は、退職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となり、督促状が届くなどご迷惑をお掛けすることがありますので、異動事由が発生した月の翌月10日までに必ず提出してください。特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載のある方については、非課税の場合も提出をお願いします。

6. 退職者等の未徴収税額の一括徴収

納税者が退職等により給与の支払いを受けなくなり、給与から天引きすることができなくなった未徴収税額が発生した場合、徴収方法を普通徴収に変更して納税者から直接納税していただくことになります。

ただし、未徴収税額を超える給与又は退職金が支払われる場合は、次の方法により未徴収税額の一括徴収をお願いします。（給与又は退職金が未徴収税額に満たない場合、又は死亡による退職の場合は、この限りではありません。）

給与の支払いを受けなくなった時期	未 徴 収 税 額
6 / 1 ～ 12 / 31	<u>本人の了承を得て一括徴収</u>
翌年1 / 1 ～ 4 / 30	<u>本人の了承を必要とせず一括徴収</u>

※10月以降に退職される方についても、普通徴収（個人納付）の納期が1回となりますので、納税者の了解を得て一括徴収していただきますよう、ご協力をお願いします。
外国籍の方など、国外へ転出される方については、給与の支払いを受けなくなった時期を問わず一括徴収へのご協力をお願いします。一括徴収できない場合は、納税管理人の指定が必要になりますのでお問い合わせください。

※納入書は、「納入金額(1)」の欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」の「給与分」欄に毎月納入する特別徴収月割額と一括徴収した納入税額の合計金額を記入し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

7. 特別徴収税額の納期の特例について

① この特例は、給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事務所、事業所等の特別徴収義務者が24ページの「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を市長に提出し、その承認を受けた場合にのみ適用されるものです。なお、この特例の適用は承認を受けた日の属する月からとなります。

② 承認を受けた場合の納期は次のとおりとなります。

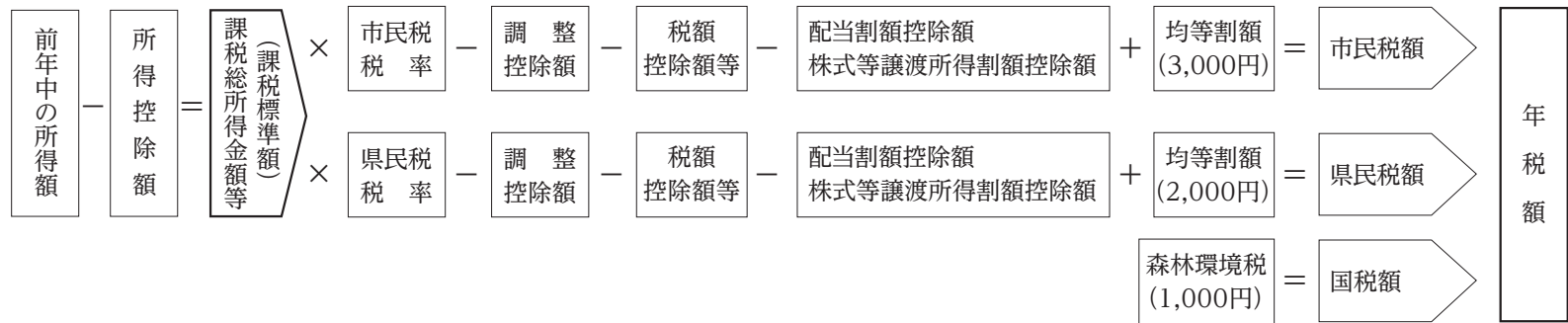
6月分から11月分までの特別徴収税額の納期限 令和7年12月10日

12月分から5月分までの特別徴収税額の納期限 令和8年6月10日

③ 承認を受けたのち、給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなったときは、25ページの「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」により、この旨を速やかに届け出てください。この場合の納期限は届出の日の属する月分以前の各月分については、届出の翌月10日となります。

令和7年度 市民税・県民税等の計算方法について

市民税・県民税等の算出方法



- ・課税標準額に1,000円未満、市民税額・県民税額に100円未満の端数が出た場合は切り捨てます。
 - ・県民税には「みえ森と緑の県民税」1,000円を含んだ金額となります。
 - ・令和6年度からは市民税・県民税の均等割額と併せて「森林環境税」が年額1,000円課税されます。
 - ・令和7年度の市民税・県民税は、控除対象配偶者以外の国内居住の同一生計配偶者を有する方に対し、税額控除の額を控除した後の所得割額から特別控除の額（定額減税）を控除します。
- ※令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下かつ所得割額が課税である場合に限り。なお、定額減税が所得割額を超える場合には、所得割額を限度とします。

市民税・県民税等の非課税について

(1)非課税者

- ◆ 令和7年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ◆ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下の方

(2)均等割、所得割の非課税者

- ◆ 均等割の非課税者

前年の合計所得金額が、{ 315,000円 × (扶養親族等の数 + 1) + 100,000円 + 扶養親族等がある場合は189,000円 } 以下の人

※給与収入のみで、扶養親族等がない場合は、前年の給与収入金額が965,000円以下の人。

※松阪市において、森林環境税が非課税になる基準は、市民税・県民税の均等割が非課税になる基準と同じです。

- ◆ 所得割の非課税者

前年の総所得金額等が、{ 350,000円 × (扶養親族等の数 + 1) + 100,000円 + 扶養親族等がある場合は320,000円 } 以下の人

※「均等割・所得割」とも扶養親族等には、同一生計配偶者、年少扶養親族（H21.1.2以降生）を含みます。

所得割の税率

課税標準額	市民税	県民税
一律	6 %	4 %

土地建物等、株式等に係る譲渡の税率（主なものを抜粋）

区 分	市民税	県民税
一般の課税短期譲渡所得	5.4%	3.6%
一般の課税長期譲渡所得	3%	2%
一定の上場株式等に係る課税譲渡所得	3%	2%

所得控除

種 類	控 除 額
雑損控除	次のうち、いずれか多い方の金額 ①（損失の金額－保険金等で補填される額）－（総所得金額等×10％） ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第4条の5の規定の適用（医療費控除の特例）を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）
社会保険料控除	健康保険や国民年金の掛金などの支払金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金などの支払金額の全額
生命保険料控除	(1)H23.12.31以前の契約（生命保険料と個人年金保険料それぞれに適用） 15,000円以下 支払保険料の全額 15,000円超40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円
	(2)H24.1.1以後の契約（生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料それぞれに適用） 12,000円以下 支払保険料の全額 12,000円超32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
	(3)上記(1)(2)の双方について適用を受ける場合 (1)及び(2)によりそれぞれ算出した金額の合計額（控除限度額28,000円）
	(4)支払った保険料が生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料のうち2以上ある場合 (1)～(3)によりそれぞれ算出した金額の合計額（控除限度額70,000円）
	(1)地震保険契約のみの場合 地震保険契約に係る地震等相当分保険料×1/2（控除限度額25,000円）
	(2)長期損害保険契約（H18.12.31までに契約したものに限る）のみの場合 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円
	(3)上記(1)(2)の両方がある場合 (1)及び(2)によりそれぞれ算出した金額の合計額（控除限度額25,000円）
	特別障害者 300,000円 障害者 260,000円 同居特別障害者 530,000円
	寡婦控除 260,000円 ひとり親控除 300,000円 勤労学生控除 260,000円
	配偶者（特別）控除 右表のとおり。ただし、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合などは、適用されません。
扶養控除	特定扶養親族（H14.1.2～H18.1.1生） 450,000円
	老人扶養親族（S30.1.1以前生） 同居老親等 450,000円 同居老親等以外 380,000円
	一般の扶養親族 330,000円
	年少扶養親族（H21.1.2以降生） 0円

※障害者控除は、同一生計配偶者、年少扶養親族（H21.1.2以降生）を有する場合で、扶養控除の適用がないときでも適用されます。

配偶者控除

納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
70歳未満である場合	33万円	22万円	11万円
70歳以上である場合 （S30.1.1以前生）	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円
	133万円以下	3万円	2万円
	133万円以下	3万円	2万円

基礎控除

納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
控除額	43万円	29万円	15万円

※納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除は適用されません。

配当控除

課税標準額 種類		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	県民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

税額控除（調整控除）

課税標準額	調整控除額
200万円以下	次の①、②のうちいずれか少ない金額の5％ ① 人的控除額の差の合計額 ② 課税標準額
200万円超	{人的控除額の差の合計額－（課税標準額－200万円）}の5％ ※ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

◆市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額

種類	障害者控除			寡婦控除	ひとり親控除		勤労学生 控除	基礎控除
	普通	特別	同居特別		父	母		
差額	1万円	10万円	22万円	1万円	1万円	5万円	1万円	5万円
種類	配偶者（特別）控除			一般扶養	特定扶養		老人扶養	同居老親 等扶養
差額	下表のとおり			5万円	18万円		10万円	13万円

種 類		差 額			
納税義務者の 合計所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除		一般	5万円	4万円	2万円
		老人	10万円	6万円	3万円
特別 配偶者 控除	配偶者の 合計所得 金額	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

※納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

寄附金税額控除

◆地方公共団体以外に対する寄附金

控 除 額	「寄附金額－2,000円」×10％（市民税6％、県民税4％）
控除の対象となる 寄附金の限度額	総所得金額等の30％

◆地方公共団体に対する寄附金（ふるさと寄附金）

控 除 額	次の①と②の合計額 ①「寄附金額－2,000円」×10％（市民税6％、県民税4％） ②「寄附金額－2,000円」×〔90％－{(0～45％)×1.021}〕 ※0～45％の割合は所得税の限界税率寄附者の所得税率） ※平成28年度以降、②については市民税・県民税所得割額の20％が上限
控除の対象となる 寄附金の限度額	総所得金額等の30％

※地方公共団体に対する寄附金（ふるさと寄附金）に係る個人の市民税・県民税の寄附金税額控除について、平成26年度から令和20年度までの各年度に限り、復興特別所得税（2.1％）分に対応する率を減ずる調整が行われます。
※一定の基準に適合し、総務大臣から指定を受けた地方公共団体への寄附金がふるさと納税（特例控除対象寄附金分）の対象となります。

その他の控除については、
松阪市ホームページをご覧ください（<https://www.city.matsusaka.mie.jp/life/8/26/134>）

令和 7 年度 市民税・県民税等の徴収方法と納入について

徴収方法

- ◎令和 7 年度の市民税・県民税等は、均等割額、所得割額及び森林環境税を合計した年税額の令和 7 年6月（7月10日納期限）から令和 8 年5月（6月10日納期限）までの12か月で徴収してください。
- ◎納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。ただし、納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合はその翌日が納期限となります。

納入方法

- ◎税金を納めていただくところ ※金融機関等の名称は、合併等により変更となる場合があります。

金 融 機 関	株式会社 三十三銀行（本店及び各支店） 株式会社 百五銀行（本店及び各支店） みえなか農業協同組合（本店及び各支店） 東日本信用漁業協同組合連合会（三重県内の各支店） 三重・愛知・岐阜・静岡の各県内の株式会社ゆうちょ銀行（郵便局） ※上記 4 県以外のゆうちょ銀行（郵便局）をご利用の場合は、「市民税・県民税・森林環境税取扱店（局）指定通知書」の提出が必要です。詳しくは26ページをご覧ください。	株式会社 あいち銀行（本店及び各支店） 桑名三重信用金庫（本店及び各支店） 東海労働金庫（本店及び各支店）
松 阪 市 の 機 関	松阪市役所（収納課）、各地域振興局、嬉野地域振興局宇気郷出張所	

- ◎eLTAXを利用した納入
金融機関に行かずに、自宅やオフィスからインターネットを通じて納入いただけます。上記指定金融機関以外の金融機関も利用でき、振替手数料も必要ありません。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
- ◎コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納入
納税通知書に同封されている納入書は、コンビニエンスストア等で使用できません。ご希望の際は、コンビニエンスストア等で使用できる納入書を送付しますので収納課までご連絡ください。
《ご注意》
 - ・納入書 1 枚当たりの金額が30万円を超える場合はコンビニエンスストア等で納入できません。
 - ・金額の修正はできません。金額が変更となった場合は、納入書を再度発行する必要がありますので、収納課までご連絡ください。
 - ・納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストア等で使用できません。※領収日付印が必要な場合は納入書（紙）での納入をお願いします。

■納入方法についてのお問い合わせ先
松阪市役所 収納課 0598-53-4021

退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収について

退職所得（退職手当等）に対する市民税・県民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払いの際、支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入することとされています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日（退職した日）の属する年の1月1日現在において、松阪市内に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。なお、松阪市以外に住所を有する場合は当該市区町村に納入してください。

2. 税額の算出方法

①退職所得の金額を計算

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額} \quad (\text{千円未満の端数切り捨て})$$

※1	勤続年数	退職所得控除額
	20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低額80万円）
	20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者になったことにより退職したと認められるときは、左記の控除額に100万円が加算されます。

※2 勤続年数が5年以内の法人役員等が支払いを受ける場合は、2分の1を乗じる措置を適用せずに計算します。
また、令和4年1月1日以降に支払われる分からは、法人役員等以外でも、勤続年数が5年以内の者が支払いを受ける場合は、2分の1を乗じる措置を適用せずに計算します。（ただし、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円までは除きます。）
法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

②特別徴収税額を計算

退職所得の金額	×	税率		＝	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%			

(それぞれ百円未満の端数切り捨て)

3. 納入方法

退職手当等を支払われる際、市民税・県民税を徴収した場合は徴収した翌月10日までに納入してください。なお、納入する税額は、特別徴収納入書にある「給与分」欄下の「退職所得分」欄に記入し、裏面の納入申告書にも必要事項を必ず記入して納入ください。

※個人事業主の場合は、金融機関等に提出する納入申告書（納入済通知書裏面）には個人情報保護のため個人番号を記入しないでください。

松阪市へは、納入申告書（個人番号を含む必要な事項を記入いただいたもの）を別途提出してください。

納入書について

税額の変更等により、納入金額に変更があった場合でも、変更後の納入金額を記載した納入書を送付することはありません。今回送付した納入書を1年間使用していただきますので、各月ごとに金額を確認し、必要に応じて訂正してください。

1. 納入金額が「納入金額（１）」欄と同じ場合

納入書には何も記入せず、そのまま納めてください。

2. 税額の変更等により、納入金額が「納入金額（１）」欄と異なる場合

「納入金額（１）」欄の金額を二重線で抹消し、「納入金額（２）」欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入する金額を記入してください。訂正の際に、訂正印は不要です。また、¥記号は記入しないでください。

三重県松阪市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領 収 証 書		公	
市町村コード		口座番号		加入者名			
2 4 2 0 4 7		00890-8-960679		松 阪 市			
令和7年6月分		指 定 番 号		納入金額(1)		円	
		70001234		250,000			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入（すでに記入されている場合は訂正）してください。		給与分 （一括徴収 分を含む）		3 0 0 0 0 0			
		納 入 金 額					
		延滞金					
納期限 令和7年7月10日		督促手数料					
		(2) 合計額		3 0 0 0 0 0			
(特別徴収義務者)				領 収 日 付 印			
住所 又は 所在地 氏名 又は名称 松阪市殿町1340番地1 株式会社 松阪市 様							
上記のとおり領収しました。						(納入者保管)	

三重県松阪市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納 入 書		公	
市町村コード		口座番号		加入者名			
2 4 2 0 4 7		00890-8-960679		松 阪 市			
令和7年6月分		指 定 番 号		納入金額(1)		円	
		70001234		250,000			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入（すでに記入されている場合は訂正）してください。		給与分 （一括徴収 分を含む）		3 0 0 0 0 0			
		納 入 金 額					
		延滞金					
納期限 令和7年7月10日		督促手数料					
		(2) 合計額		3 0 0 0 0 0			
(特別徴収義務者)				領 収 日 付 印			
住所 又は 所在地 氏名 又は名称 松阪市殿町1340番地1 株式会社 松阪市 納							
上記のとおり納入します。						(金融機関保管)	

三重県松阪市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納 入 済 通 知 書		公	
市町村コード		口座番号		加入者名			
2 4 2 0 4 7		00890-8-960679		松 阪 市			
令和 年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1)		円	
0 7 0 6		7 0 0 0 1 2 3 4		250,000			
2 4 2 0 4 7		給与分 （一括徴収 分を含む）		3 0 0 0 0 0			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入（すでに記入されている場合は訂正）してください。		納 入 金 額					
		延滞金					
納期限 令和7年7月10日		督促手数料					
		(2) 合計額		3 0 0 0 0 0			
取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金 事務センター(〒469-8794)				領 収 日 付 印			
(特別徴収義務者)				領 収 日 付 印			
住所 又は 所在地 氏名 又は名称 松阪市殿町1340番地1 株式会社 松阪市 納							
上記のとおり通知します。						(受付店→三十三銀行→松阪市) (松阪市保管)	

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

※「納入金額（２）」欄の記載を誤った場合や、「納入金額（２）」欄記載後に再度税額変更などが生じ金額が変更した場合は、予備用紙を使用してください。

※退職等で一括徴収した税額を納入する場合も、加算額を「納入金額（２）」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄に記入してください。

※納入書は機械で読み取りますので、手書きする際は丁寧な文字で記入してください。

3. 退職所得に係る税額を併せて納入する場合

「納入金額（１）」欄の金額を二重線で抹消し、「納入金額（２）」欄の「退職所得分」欄に、退職所得に係る市県民税の合計額を記入してください。

また、納入済通知書の裏面にある「納入申込書」にも必要事項を記入してください。

三重県松阪市		個人市県民税 個人県民税 森林環境税		領収証書	
市町村コード	00890-8-960679	加入者名	松阪市		
令和7年6月分	70001234	納入金額(1)	250,000		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入（すでに記入されている場合は訂正）してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	退職所得分	300,000		
納期限	令和7年7月10日	延滞金			
督促手数料		合計額	550,000		
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所	松阪市殿町1340番地1				
氏名	株式会社 松阪市				
又は名称	様				

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

三重県松阪市		個人市県民税 個人県民税 森林環境税		納入書	
市町村コード	00890-8-960679	加入者名	松阪市		
令和7年6月分	70001234	納入金額(1)	250,000		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入（すでに記入されている場合は訂正）してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	退職所得分	300,000		
納期限	令和7年7月10日	延滞金			
督促手数料		合計額	550,000		
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所	松阪市殿町1340番地1				
氏名	株式会社 松阪市				
又は名称	納				

上記のとおり納入しました。(金融機関保管)

三重県松阪市		個人市県民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書	
市町村コード	00890-8-960679	加入者名	松阪市		
令和7年6月分	70001234	納入金額(1)	250,000		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入（すでに記入されている場合は訂正）してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	退職所得分	300,000		
納期限	令和7年7月10日	延滞金			
督促手数料		合計額	550,000		
(特別徴収義務者)		領収日付印			
住所	松阪市殿町1340番地1				
氏名	株式会社 松阪市				
又は名称	納				

上記のとおり通知します。(受付店→三十三銀行→松阪市)(松阪市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

退職所得に係る 個人市県民税 納入申告書	
(宛先) 松阪市長	令和 7 年 7 月 3 日提出 (受付印)
令和 7 年 6 月分	人員 1 人
退職手当等 支払金額	140,000 円
特別 徴収 税額	市民税 18,000 円 県民税 12,000 円
住所 又は 所在地	松阪市殿町1340番地1
氏名 又は 名称	株式会社 松阪市
電話番号	(0598) 53-4035
法人番号 又は個人番号	1234567890123
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

【納入申告書について】

退職所得を納入する場合は、納入済通知書の裏面にある「納入申告書」の記入が必要です。

「年 月分」…退職所得から市県民税を徴収した年月を記入してください。

「人員」…退職手当等を支給し、かつ市県民税を特別徴収した人数を記入してください。

「退職手当等支払金額」…上記の人数に対して支給した退職手当等支払金額を記入してください。

「特別徴収税額」…上記の人数から徴収した税額を市民税と県民税に分けて記入してください。

「特別徴収義務者」…所在地・名称・電話番号を記入してください。

※法人番号および個人番号について

特別徴収義務者が法人の場合は、この納入申告書に法人番号を記入し使用してください。

個人事業主の場合は、金融機関への提出の際には個人番号を記入せず提出したうえで

別途、予備用紙を使用し、個人番号を記入した納入申告書を収納課まで提出してください。

給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の提出の義務化について

給与支払報告書の法定提出期限は、毎年1月31日（土、日、祝日の場合はその翌日）となっていますので、よろしくお願いします。

また、平成17年度税制改正により、平成18年1月1日以後に退職された方に総額30万円を超える給与の支払いがあった場合は、給与支払報告書の提出が義務付けられていますので、必ずご提出ください。

なお、当該給与の総額が30万円以下の場合におきましても、正確な所得把握のため、給与支払報告書の提出にご協力ください。

給与支払報告書の提出の電子化について

令和3年1月1日以後に提出する給与支払報告書の提出について、基準年（前々年）の提出枚数が100枚以上である給与支払者は、e L T A X (エルタックス) 又は光ディスク等(F D ・ M O ・ C D ・ D V D) による提出が義務付けられました。

初めて光ディスク等での提出を予定されている場合は、松阪市役所 市民税課 市民税係（0598-53-4035）への事前連絡にご協力ください。

- ※ 令和7年度の基準年は令和5年度となります。
- ※ 基準年の提出枚数が100枚未満の事業所でも、e L T A X 及び光ディスク等により提出することができます。
- ※ 令和3年度の税制改正により、令和6年度以降の特別徴収税額通知の副本データの送付が廃止となりました。電子データによる税額通知を希望する場合はe L T A X をご利用ください。

平成22年1月より松阪市へのeLTAX（エルタックス）による給与支払報告書の提出が可能になりました。
詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。 → <https://www.eltax.lta.go.jp/>

◎異動届出書記入方法

提出した給与支払報告書に記載された者のうち、令和8年4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合、令和8年4月15日までに提出してください。

給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払いを行わないこととなった場合、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

個人番号（右詰）又は法人番号を記入してください。

特別徴収該年度の1月1日現在の住所を記入してください。

異動後の住所が上記1月1日現在の住所から変更がある場合はその住所を記入してください。

該当する番号を記入してください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書に記載された税額（税額に変更があった場合は変更後の額）を記入してください。

給与から徴収できた月とその合計額を記入してください。

給与から徴収できなかった月とその合計額を記入してください。

転勤・退職等の年月日を記入してください。

該当する番号を記入してください。
3については、傷病等による休職以外に、産前・産後休業や育児休業を含みます。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書に記載された特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書の左端に記載された宛名番号を記入してください。

この届出書に回答していただく方の所属・氏名・電話番号を記入してください。

該当する番号を記入してください。

(1) 特別徴収継続
・給与の支払いを受けなくなった者が新しい勤務先で特別徴収継続の希望をする場合（この場合新勤務先へ連絡・確認し前勤務先で下記の①欄を記入してください。）

(2) 一括徴収
・未徴収税額を一括徴収する場合（この場合、②欄にも必要事項を記入してください。）

(3) 普通徴収
・上記(1)、(2)に該当せず、未徴収税額を異動者本人が納付する場合（この場合③欄を記入してください。）

異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、新勤務先へ連絡・確認し前勤務先で記入してください。新勤務先が納税義務者用通知を電子での受取方法を希望されている場合は受給者番号を必ず記入してください。

提出先		提出日		提出場所		提出方法		提出回数		提出枚数		提出内容		提出者		提出理由		提出結果		提出備考	
松阪市長		令和 年 月 日		〒		フリガナ		氏名又は名称		個人番号(マイナンバー)又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄又は右詰めで記載		内線()		所属		氏名		電話番号	
給与支払報告書		特別徴収		給与支払者		給与支払者		給与支払者		給与支払者		給与支払者		給与支払者		給与支払者		給与支払者		給与支払者	
所在地		〒		フリガナ		氏名又は名称		個人番号(マイナンバー)又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄又は右詰めで記載		内線()		所属		氏名		電話番号		電話番号	
フリガナ		氏名		生年月日		元号		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年 月 日		特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額(納付済額)		(ウ) 未徴収税額(ア - (イ))		異動年月日		異動の事由	
受給者番号		1月1日現在の住所		異動後の住所		円		円		円		R 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用 ※a 7. 支払少額・不定期 ※b 8. 事業専従者のみ ※c		1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒ ③を記入					
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)		特別徴収義務者指定番号		法人番号		所在地		フリガナ		氏名又は名称		担当者連絡先		所属		氏名		電話番号		内線()	
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。		徴収予定月日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、		月分(翌月10日納入期限)で		納入します。					
③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。)		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。		※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。		※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。		※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。		※d 「控除が必要な場合はコピーしてください」							

控えが必要な場合はコピーしてください

給与又は退職手当等より一括徴収予定の日を記入してください。

一括徴収予定額を記入してください。

一括徴収税額を何月分(翌月10日納期)で納入するかを記入してください。毎月分と合算して納入してください。

市記入欄は記入しないでください。

記載例1：退職

受付印 (宛先) 松 阪 市 長 令和 7 年 9 月 12 日提出		給与支払報告 特別徴収 (特別徴収義務者)	所在地	〒 515 - 8515										年度 (市町記入欄)	☐ 右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
			フリガナ	カブシキカイシャ マツサカシ										特別徴収義務者 指 定 番 号	7 0 0 0 1 2 3 4							
			氏名又は名称	株式会社 松阪市										宛 名 番 号	1 2 7							
			個人番号(マイナンバー) 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名 電 話	人事課給与係 松阪 太郎 0598-53-4035 内線()		
給 与 所 得 者	フリガナ	マツサカ イチロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名	松 阪 一 郎																				
	生年月日	元号	3	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	55	年	4	月	25	日												
	個人番号 (マイナンバー)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2			
	受給者番号	a b c d																				
	1月1日 現在の住所	松 阪 市 殿 町 1										138,000	6 月分から 9 月分まで	10 月分から 5 月分まで	R 7 年 9 月 30 日	1 右から 番号を 記入	3 右から 番号を 記入					
	異動後の 住所	同 上										円	46,000 円	92,000 円			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用 ※a 7. 支払少額・不定期 ※b 8. 事業専従者のみ ※c	1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒ ③を記入				

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)																					
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人 番 号							新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を		
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話							☐ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ																			受 給 者 番 号	
	氏名又は名称																			納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)																	
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ☐ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。			
												月 日	円				

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)																			
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										※市町記入欄	徴収済事由①	変更事由②	異 動				確 認

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

控えが必要な場合はコピーしてください

異

三重県内全市町共通様式

三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す。
宛
先
を
訂
正
し
て、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い。

三重県内全市町共通様式

12

控えが必要な場合はコピーしてください

記載例 3：転勤

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印

給与支払報告
特別徴収

松阪市長
令和 7 年 10 月 24 日提出

給与支払者
(特別徴収義務者)

所在地
〒 515 - 8515
松阪市殿町 1340-1

フリガナ
カブシキカイシャ マツサカシ

氏名又は名称
株式会社 松阪市

個人番号(マイナンバー)
又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

年度
(市町記入欄)

右から
番号を
記入

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者
指 定 番 号

7 0 0 0 1 2 3 4

宛 名 番 号

1 2 9

担 連
当 絡
者 先

所 属
氏 名
電 話

人事課給与係
松阪 太郎
0598-53-4035
内線()

給与所得者

フリガナ
氏 名
生年月日
個人番号
(マイナンバー)
受給者番号
1月1日
現在の住所
異動後の
住所

マツサカ サブロー
松阪 三 郎
元号 4 1 年 10 月 16 日
3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
ijkl
松阪市殿町 1
同 上

(ア)
特別徴収税額
(年税額)
152,400
円

(イ)
徴収済額
(納付済額)
6 月分
10 月分
63,500
円

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)
11 月分
5 月分
88,900
円

異 動
年 月 日
R 7 年 10 月 31 日

異 動 の 事 由
2
1. 退職
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 乙欄適用 ※a
7. 支払少額・不定期 ※b
8. 事業専従者のみ ※c

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法
1
1. 特別徴収継続
⇒ ①を記入
2. 一括徴収
⇒ ②を記入
3. 普通徴収(本人納付)
⇒ ③を記入

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先
(特別徴収義務者)

特別徴収義務者
指 定 番 号
所 在 地
フリガナ
氏名 又は 名称

〒 515 - 0073
松阪市殿町 2
ユウゲンカイシャ ミエケン
有限会社 三重県

新 規
法 人 番 号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1

担 当 者
連 絡 先
所 属
氏 名
電 話

人事課給与係
松阪 花子
0598-53-4027
内線()

新しい勤務先へは、月割額 12,700 円を
11 月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受 給 者 番 号
m n o p

納 入 書 の 要 否
(新規の場合のみ記載)
2
1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理 由
右から
番号を
記入

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、
本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。

徴収予定月日
月 日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)
円

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理 由
右から
番号を
記入

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため
【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、
特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※市町記入欄
徴収済事由①
変更
事由②

異 動
確 認

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

控えが必要な場合はコピーしてください

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式

三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す。
宛
先
を
訂
正
し
て、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い。

◎切替依頼書記入方法

※市記入欄は記入しないでください。

この依頼書を市役所に提出される日を記入してください。

令和 年 月 日
(宛先)
松 阪 市 長

給与支払者 (特別徴収義務者)
名 称 (氏 名)
所 在 地 (住 所)
法 人 番 号

フリガナ
〒

法人番号を記入してください。

特別徴収義務者指定番号
新規

所属
氏名
電話

担当連絡先

三重県内全市町共通様式
新規の場合は○をつけてください

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書に記載された特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。

この依頼書に回答していただく方の所属・氏名・電話番号を記入してください。

特に連絡が必要な事項がある場合は記入してください。

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

特別徴収への切替依頼書
※この用紙をコピーしてご使用ください。

フリガナ・生年月日を必ず記入してください。

納税義務者用通知を電子での受取を希望されている場合は必ず記入してください。

特別徴収へ切替える年度の1月1日現在の住所を記入してください。

上記1月1日現在の住所から変更がある場合は、その住所を記入してください。

必ず記入してください

普通徴収 (個人納付)
第 期分以降を

特別徴収 (給与天引)
月分から切替 (翌月10日納期)

新規事業所で納入書不要の場合は○をつけてください

備考

普通徴収 (個人納付) で納付が済んでいない期割を記入してください。

特別徴収 (給与天引き) による徴収が可能な月を記入してください。

受給者番号として使用できない文字、文字列

項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ
2	@	アットマーク
3	¥	バックスラッシュ、円記号
4	/	スラッシュ
5	:	コロソ
6	*	アスタリスク
7	?	クエスチョンマーク、疑問符
8	"	ダブルクォーテーション
9	'	シングルクォーテーション
10		パーティカルパー
11	#	シャープ
12	%	パーセント
13	^	カレット
14	`	アクシングラーブ/バックティック
15	~	チルダ

項番	文字、文字列	説明
16	_	アンダーバー
17	<	不等号小なり
18	>	不等号大なり
19	[	左角括弧
20	]	右角括弧
21	{	左中括弧
22	}	右中括弧
23	(先頭が) .	先頭1文字目が半角ドット
24	AUX	AUXのみの文字列
25	COM0~COM9	{COM} & 0から9の連番のみの文字列
26	CON	CONのみの文字列
27	LPT0~LPT9	{LPT} & 0から9の連番のみの文字列
28	NUL	NULのみの文字列
29	PRN	PRNのみの文字列

◎申請書記入方法

※太枠内を記入してください。

必ず記入してください。

申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名、法人番号並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。

第 号

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日 (宛先) 松 阪 市 長	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名					特別徴収義務者指定番号	
	住所又は所在地	〒				電話番号	
	法 人 番 号					担当者名	
地方税法第321条の5の2及び市・町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。							
特例の適用を受けようとする税額	年 月 (月 日納期分) 以降の納入に係る市(町) 民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額						
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額(外……は臨時勤務者に係るもの)	年 月	人	円	年 月	人	円	
	外	人	円	外	人	円	
	年 月	人	円	年 月	人	円	
(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	年 月	人	円	年 月	人	円	
	外	人	円	外	人	円	
	年 月	人	円	年 月	人	円	

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書に記載された特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。

特例の適用開始を希望する年月(この申請書を提出する月と同月以降)とその納期限を記入してください。

申請(提出)の日前6か月間の各月末日の人員と、各月の給与支払金額(賞与等の臨時的給与の金額を含みます)を常時勤務者と臨時雇用者別に記入してください。

法人番号を記入してください。

三重県内全市町共通様式

宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

※市町記入欄	処理区分	承認	施行	年 月 日	決裁	年 月 日	起案	年 月 日
	(却下の理由)	却 下	名 簿 記 入		徴収簿台帳 記入		通知書作成	

◎届出書記入方法

※太枠内を記入してください。

必ず記入してください。

届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名、法人番号をそれぞれ記入してください。

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

令和 年 月 日 (宛先) 松 阪 市 長	届 出 者	名 称 (氏 名)											特別徴収義務者 指 定 番 号	
		所在地 (住 所)	〒										電 話 番 号	
		法人番号											担 当 者 名	
市・町税条例等の規定により届出をします。														
納期の特例の要件を欠いた理由		1. 給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなったため 2. 納期の特例の必要がなくなったため 3. その他 ()												
摘 要 及 び 連 絡 事 項														

三重県内全市町共通様式
宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書に記載された特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。

該当事項を○で囲んでください。

法人番号を記入してください。

※市町記入欄	納期の特例の承認の取消による納期の特例	納期の特例を認めた税額	※備考欄
	月分から 月分までの 納期は 月 日となる。	月分から 月分まで 円	

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度 (市町記入欄)		☐ 右から 番号を 記入		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
受付印 (宛先) 松 阪 市 長 令和 年 月 日提出		給与 (特別 徴収 義務 者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ												宛 名 番 号					
			氏名 又は 名称												担 連 当 絡 者 先	所 属				
			個人番号(マイナンバー) 又は 法人番号													氏 名				
															電 話		内線()			
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名									R 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用 ※a 7. 支払少額・不定期 ※b 8. 事業専従者のみ ※c		1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒ ③を記入						
	生年月日		元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日			月分 から		月分 から				右から 番号を 記入		右から 番号を 記入						
	個人番号 (マイナンバー)					月分 まで		月分 まで												
	受給者番号																			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住所																				

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											
新 し い 勤 務 先 (特別 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新 規 法 人 番 号										所 属		氏 名		電 話		受 給 者 番 号		納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先													
	フリガナ																									
	氏名 又は 名称																									

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)															左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。				
理 由	右から 番号を 記入		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、 本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		円		
			月 日																

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)															異 動 確 認					
理 由	右から 番号を 記入		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、 特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										※市町記入欄		徴収済事由①		変更事由②			

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

控えが必要な場合はコピーしてください

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式
三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度 (市町記入欄)		☐ 右から 番号を 記入		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度												
受付印 (宛先) 松 阪 市 長 令和 年 月 日提出		給与 (特別 徴収 義務 者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号													
			フリガナ												宛 名 番 号													
			氏名 又は 名称												担 連 当 絡 者 先	所 属												
			個人番号(マイナンバー) 又は 法人番号													氏 名												
														電 話		内線()												
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																		
	氏 名																											
	生年月日		元号								1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年		月		日											
	個人番号 (マイナンバー)																											
	受給者番号																											
	1月1日 現在の住所																											
異動後の 住所																												

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ☐ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																	
新 し い 勤 務 先 (特別 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		〒										新 規		法 人 番 号												受 給 者 番 号					
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先		所 属												納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	
	フリガナ												氏 名																			
	氏名 又は 名称												電 話												内線()							

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)															左記の一括徴収した税額は、 ☐ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。										
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、 本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)											
												月 日		円											

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)															異 動 確 認												
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、 特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										※市記入欄		徴収済事由①		変更事由②											

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

控えが必要な場合はコピーしてください

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式
三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度 (市町記入欄)		☐ 右から 番号を 記入		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
受付印 (宛先) 松 阪 市 長 令和 年 月 日提出		給与 (特別 徴収 義務 者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ												宛 名 番 号					
			氏名 又は 名称												担 連 当 絡 者 先	所 属				
			個人番号(マイナンバー) 又は 法人番号													氏 名				
															電 話		内線()			
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名									R 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用 ※a 7. 支払少額・不定期 ※b 8. 事業専従者のみ ※c		1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒ ③を記入						
	生年月日		元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日			月分 から		月分 から				右から 番号を 記入		右から 番号を 記入						
	個人番号 (マイナンバー)					月分 まで		月分 まで												
	受給者番号																			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住所																				

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
新 し い 勤 務 先 (特別 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新 規 法 人 番 号										受 給 者 番 号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先	所 属					
	フリガナ													氏 名					
	氏名 又は 名称													電 話		内線()			

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)															左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。				
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、 本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					
												月 日		円					

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)															異 動 確 認					
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、 特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										※市 記 入 欄		徴 収 済 事 由 ①		変 更 事 由 ②				

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

控えが必要な場合はコピーしてください

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式
三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度 (市町記入欄)		☐ 右から 番号を 記入		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
受付印 (宛先) 松 阪 市 長 令和 年 月 日提出		給与 (特別 徴収 義務 者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ												宛 名 番 号					
			氏名 又は 名称												担 連 当 絡 者 先	所 属				
			個人番号(マイナンバー) 又は法人番号													氏 名				
															電 話		内線()			
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名									R 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用 ※a 7. 支払少額・不定期 ※b 8. 事業専従者のみ ※c		1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒ ③を記入						
	生年月日		元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日			月分から 月分まで		月分から 月分まで												
	個人番号 (マイナンバー)																			
	受給者番号																			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住所																				

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											
新 し い 勤 務 先 (特別 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新 規 法 人 番 号										所 属		氏 名		電 話		受 給 者 番 号		納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先													
	フリガナ																									
	氏名 又は 名称																									

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)															左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。				
理 由	☐ 右から 番号を 記入		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、 本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				
													月 日		円				

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)															異 動 確 認					
理 由	☐ 右から 番号を 記入		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、 特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										※市 記 入 欄		徴 収 済 事 由 ①		変 更 事 由 ②			

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

控えが必要な場合はコピーしてください

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式
三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度 (市町記入欄)		☐ 右から 番号を 記入		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
(宛先) 松 阪 市 長 令和 年 月 日提出		給与 (特別 徴収 義務 者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ												宛 名 番 号					
			氏名 又は 名称												担 連 当 絡 者 先	所 属				
			個人番号(マイナンバー) 又は 法人番号													氏 名				
														電 話		内線()				
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (納付済額)		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名																			
	生年月日		元号: 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日																	
	個人番号 (マイナンバー)																			
	受給者番号																			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住所				円		円		円		R 年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用 ※a 7. 支払少額・不定期 ※b 8. 事業専従者のみ ※c		1. 特別徴収継続 ⇒ ①を記入 2. 一括徴収 ⇒ ②を記入 3. 普通徴収 (本人納付) ⇒ ③を記入						

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
新 し い 勤 務 先 (特別 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新 規 法 人 番 号										担 当 者 連 絡 先		所 属 氏 名 電 話		受 給 者 番 号		納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
	所 在 地		〒																			
	フリガナ																					
	氏名 又は 名称																					

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)															左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。				
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、 本人から、一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					
												月 日		円					

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)															異 動 確 認				
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、 特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										※市 記 入 欄		徴 収 済 事 由 ①		変 更 事 由 ②			

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

控えが必要な場合はコピーしてください

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式
三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。

新規の場合は○をつけてください

特別徴収への切替依頼書

※この用紙をコピーしてご使用ください。

令和 年 月 日 (宛先) 松 阪 市 長	給与支払者 (特別徴収義務者)	名 称 名	フリガナ	特別徴収義務者指定番号				
		所 在 地 (住 所)	〒	新規				
		法 人 番 号						
			連 絡 先	所 属				
				氏 名				
				電 話				

給与所得者	フリガナ			必ず記入してください	
	氏 名	(旧姓)		普通徴収 (個人納付)	特別徴収 (給与天引)
	生 年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	第 期分以降を	月分から切替 (翌月10日納期)
	受給者番号				
	1月1日現在の住所			新規事業所で納入書不要の場合は○をつけてください	
現 住 所			備考		

ご注意

二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。

なお、この書類を提出(本市の受付日)する以前に納期限が到来している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることはできません。

税額変更通知書は、本市がこの依頼書を受け取った月の翌月に送付いたしますが、事務処理の都合により、事前に税額等の把握が必要な場合は、電話等によりお問い合わせください。

給与支払報告書提出時に特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子での受取方法を希望されている場合は、受給者番号が必須となります。14ページの記入方法をご確認ください。

※市記入欄	徴収済み	変更開始月	異動事由1	異動事由2	異 動	確 認
	6.1					
備 考						

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

[illegible]

変 更 理 由	1 名称変更 2 所在地変更（登記簿変更有） 3 送付先変更（登記簿変更無） 4 合 併 → （ 名 称： 5 その他（ ） 指定番号：	変 更 年月日	年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後	
フ リ ガ ナ			
所 在 地 （住 所）	〒	〒	
フ リ ガ ナ			
方 書 （ビル名・階数等）			
フ リ ガ ナ			
名 称 （氏 名）			
電 話	()	()	
備 考			

※ 所在地・方書・名称には誤読を避けるため必ずフリガナを記入してください。

※ 合併等により指定番号が変更となる給与所得者がいる場合は、本書に加えて給与所得者異動届出書を提出してください。

第 号 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

- (注 意)
1. この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
2. 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに市長に届け出なければなりません。
3. 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。
4. 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所にあつて、本年度も引き続き納期の特例の承認を希望される場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。
5. この申請書に関し市長から却下の通知がなければ、申請書承認日の属する月の納入分からこの特例が適用されます。

令和 年 月 日 (宛先) 松 阪 市 長	申 請 者	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名							特別徴収義務者指定番号		
		住所又は所在地	〒						電話番号		
		法 人 番 号							担当者名		
地方税法第321条の5の2及び市・町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。											
特例の適用を受けようとする税額		年 月 (月 日納期分) 以降の納入に係る市(町)民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額									
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額(外……は臨時勤務者に係るもの)	年 月	人	円	年 月	人	円	年 月	人	円		
	外	人	円	外	人	円	外	人	円		
	年 月	人	円	年 月	人	円	年 月	人	円		
外	人	円	外	人	円	外	人	円			
(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	年 月	人	円	年 月	人	円	年 月	人	円		
	外	人	円	外	人	円	外	人	円		
	年 月	人	円	年 月	人	円	年 月	人	円		
外	人	円	外	人	円	外	人	円			
※市町記入欄	処理区分	承 認	施 行	年 月 日	決 裁	年 月 日	起 案	年 月 日			
		却 下	名 簿 記 入		徴収簿台帳 記入		通 知 書 作 成				
	(却下の理由)										

三重県内全市町共通様式

三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

令和 年 月 日 (宛先) 松 阪 市 長	届 出 者	名 称 (氏 名)											特別徴収義務者 指 定 番 号	
		所在地 (住 所)	〒										電 話 番 号	
		法人番号												担 当 者 名
市・町税条例等の規定により届出をします。														
納期の特例の要件を欠いた理由		1. 給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなったため 2. 納期の特例の必要がなくなったため 3. その他 ()												
摘 要 及 び 連 絡 事 項														

※市 町 記 入 欄	納期の特例の承認の 取消による納期の特例		納期の特例を認めた税額		※ 備 考 欄	
	月分から 月分までの 納期は 月 日となる。		月分から 月分まで 円			

三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式

三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す。
宛
先
を
訂
正
し
て、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い。

ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

特別徴収税額の納入に東海4県（三重県・愛知県・岐阜県・静岡県）以外に所在するゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名及び日付を記入のうえ、第1回の納入書とともに、納入されるゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。

（特別徴収義務者の控欄）

指定したゆうちょ銀行又は郵便局

所在地

名 称

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長 様
_____ 郵便局長 様

三重県松阪市長
（公印省略）

市民税・県民税・森林環境税取扱店（局）指定通知書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、松阪市の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の納入取扱店（局）に指定しましたのでご通知します。

1. 口 座 番 号 0 0 8 9 0 - 8 - 9 6 0 6 7 9

1. 加 入 者 名 松 阪 市

1. 取 り ま と め 店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

事業主の方へお願い

就職または退職された方の国民年金 国民健康保険の手続きについて

三重県・市町

従業員の方が就職や退職されたときは、本人及び配偶者や被扶養者について、国民年金と国民健康保険の手続きが必要です。

届け出をしないと、将来、年金を受ける際不利益が生じたり、医療給付を受けられなくなることもあるので、就職または退職された方に裏面の「証明書」を交付していただき、併せて必ず届け出をするようご指導ください。

◎届 け 出 先… お住まいの市町村役場（国民健康保険組合加入者の国民健康保険の手続きは当該国民健康保険組合）

◎持参するもの… 年金手帳 または 基礎年金番号通知書・資格情報のお知らせ または 資格確認書等・印鑑・裏面の「証明書」、顔写真付の身分証明書（個人番号カード、運転免許証など）、世帯主及び申請対象者の個人番号が確認できるもの（個人番号カードまたは個人番号通知カード）

就職 された方へ

国民健康保険の資格喪失届の提出が必要です。

- 1 転職により、前から引き続き厚生年金保険・健康保険に加入するときは届け出は不要です。
- 2 就職した後も、国民健康保険のマイナ保険証または資格確認書等を使用すると、医療費を返納していただくことになります。

退職 された方へ

国民年金の資格取得・種別変更届
（20歳～59歳の方）の提出が必要です。
国民健康保険の資格取得届

- 1 退職後、他の事業所に就職して、厚生年金保険・健康保険・共済組合に引き続き加入するときは、届け出は不要です。
- 2 厚生年金の被保険者とその配偶者で国民年金第3号被保険者であった方が60歳未満の場合は、国民年金第1号被保険者になる届け出が必要です。
- 3 厚生年金で年金受給資格期間を満たした方が退職された場合も、60歳未満なら国民年金の第1号被保険者となります。
- 4 退職後、14日以内に国民健康保険の資格取得の届け出をしないと、医療費が全額自己負担となる場合があります。
- 5 国民健康保険料（税）は、資格が発生した日（健康保険等の資格喪失日）の属する月からの算定になりますのでご注意ください。

健康保険（共済組合）**取得喪失** 証明書兼届出書

取得、喪失のどちらかを○で囲んでください。

就 職 者 退 職 者 (被保険者)	氏 名	(昭・平・令 年 月 日生)				
	住 所					
健康保険(共済組合)等の 資格取得又は喪失年月日 A		取得	年 月 日	健 保 ・ 共 済 の 被保険者等記号番号 (保険者番号及び保険者名)	()	
		喪失	年 月 日			
		退職	年 月 日	基 礎 年 金 番 号 (厚生年金保険の記号番号)		
被 扶 養 者 B	氏 名	生 年 月 日	続 柄	被扶養者として認定又は 認定を除外された日	退職以外のときの 喪 失 理 由	
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
上記のとおり相違ありません。						
事業所所在地 年 月 日 名 称 ⑩ 電 話 番 号 () —						

お届けはお早めに！（14日以内にお届けください）

記載上の注意

- 1. A欄の喪失年月日は退職年月日の翌日となります。
- 2. Bの被扶養者欄は、被扶養者として認定・除外された場合に記入してください。
本人の取得または喪失に伴う被扶養者の認定または認定の除外があった場合も必ず記入してください。
なお、被扶養者の異動だけの場合でもA欄以外はすべて記入してください。また、退職以外の
ときの喪失理由は必ず記入してください。
(例：収入が被扶養者認定基準を上回ったため等)

- 証明書の用紙が必要な場合は最寄りの市町村へご連絡ください。
(証明書の用紙はコピーでもかまいません。)
- お問い合わせは 松阪市役所 保険年金課
国民健康保険係 TEL 0598-53-4041
国民年金係 TEL 0598-53-4044